

平成28年6月定例会 総務委員会（付託）

平成28年6月17日（金）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時32分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（資料①②）

- 議案第16号 徳島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定について
- 議案第17号 徳島県男女共同参画基本計画（第2次）の廃止について

【報告事項】

- 保育所等入所待機児童数（速報値）について（資料③）
- 脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（仮称）素案について（資料④⑤）
- 徳島県気候変動適応戦略（仮称）素案について（資料⑥⑦）
- 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹 とくしま」の開設について（資料⑧）

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料（その2）によりまして、6月定例会県議会に、追加提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元に御配付の総務委員会資料（その2）の1ページをお開きください。

その他の議案といたしまして、2点提出を予定しております。

1点目は、（1）徳島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定についてでございますが、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものです。

計画の概要については、後ほど、別冊で御説明しますが、この計画は、女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に策定し、今後3年間の新たな指針となるものです。

次に、2点目は、（2）徳島県男女共同参画基本計画（第2次）の廃止についてでございます。徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第2項の規定により、議決をお願いするものです。

廃止の趣旨といたしましては、1点目に御説明いたしました徳島県男女共同参画基本計

画（第3次）を女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に策定することに伴い、廃止をお願いするものです。

本日は新たな指針となる「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～」を別冊として添付しておりますが、基本計画の概要を御説明する前に、先月30日に開催されました全議員勉強会において、議員の皆様から頂きました御意見、御提言を踏まえた上で、計画案の修正を行いましたので、その内容を御説明させていただきます。

A4横長、1枚の資料を御覧ください。

この表は左から、計画（案）の該当ページ、提言内容、勉強会での提言を踏まえ加筆修正を行った点を修正前・後として整理しております。

一番右の列の修正後の欄を御覧ください。

まず、1ページ上段の主要課題1、キャリアアップの支援では、トップの意識改革と女性自身の意識啓発について、県を挙げて推進する旨を記載するとともに、下段の主要課題2、ワーク・ライフ・バランスの推進では、男性を中心とする長時間労働が評価される企業風土を改善する旨を記載し、働く女性を後押しするために、県の「変えたい」という意思を明確にいたしました。

次に2ページの上段、主要課題1（6）の女性の活躍状況の「見える化」の推進では、女性の活躍等に積極的な企業の取組を引き出すために、企業等に対する更なるインセンティブとなる仕組みづくりについての方向性を盛り込んでおります。

次に中段の主要課題2（3）多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実では、育児と介護を負担するダブルケアについて、実態を踏まえた対策を検討する旨を盛り込んでおります。

最後に下段の主要課題3（2）男女共同参画を推進するグローバル人材の養成では、次世代を担う若い世代の人材育成に力をそそぐ旨を明記し若い世代の視点を加えました。

以上が、御提言に対する反映状況でございますが、この修正以外におきましても、議員の皆様から頂きました御意見、御提言の趣旨を踏まえ、各施策を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、計画の概要について御説明いたします。

別冊の2ページをお開きください。

1の計画策定の趣旨につきましては、女性活躍推進法が成立、全面施行される中、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大しており、女性が輝く徳島づくりに向けた取組の加速が不可欠でありますことから、都道府県推進計画と次期徳島県男女共同参画基本計画を一体として策定することとしております。

3ページをお開きください。

2の計画の性格につきましては、男女共同参画社会基本法等に基づく基本計画であるとともに、基本方針Iのうち主要課題1及び2につきましては、女性活躍推進法に基づき策定する都道府県推進計画として位置付け、施策を実施してまいります。

3の計画期間につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間としております。

4の計画の体系につきましては、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえ、三つの基本方針と九つの主要課題を掲げております。

5の進行管理につきましては、毎年度推進状況を公表し、施策の実施状況について、効果を検証し、しっかりとPDCAを実行してまいりたいと考えております。

4ページから7ページには、多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造を基本目標とした、目指すべき将来像や策定の視点、及び計画の体系を記載しております。

次に8ページをお開きください。

基本方針、主要課題とその推進方策でございます。

8ページから10ページには、女性活躍推進法に基づく推進計画となる、主要課題1及び2を最重点課題として冒頭に位置付け、キャリアアップの支援、多様な働き方・働く場などの職業生活における女性の活躍を推進するため、取り組むべき施策を掲げております。

11ページ以降は、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、男女共同参画立県とくしまの実現に向け、取り組むべき推進政策を掲げております。

以上が基本計画の概要となります。

なお、この基本計画につきましては、来る6月30日の本会議最終日におきまして、議案として追加提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

提出予定案件の説明は以上です。

続きまして、この際、4点、報告事項がございます。

お手元に配付しております、資料1を御覧ください。

まず、はじめに保育所等入所待機児童数（速報値）についてでございます。本年4月1日現在の本県における待機児童数は、昨年と比べて3名増の60名となっております。市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

県におきましては、引き続き、保育所等の整備による受皿の拡大を図りますとともに、保育士確保の取組を強化し、平成29年度末の待機児童解消に向け、取り組んでまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（仮称）素案についてでございます。

お手元に御配付の資料2の1を御覧ください。

世界の年平均気温を見てみますと、2014年、2015年と2年連続で過去最高気温を更新するなど、気候変動対策は待ったなしの課題となっております。

一方、今世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す、パリ協定の採択により、世界全体が脱炭素社会に向け、第一歩を踏み出すなど、気候変動対策について新たな仕組みづくりが進められてきたところであります。

そこで、こうした環境情勢の変化を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、取組のより一層の充実を図るため、新たな条例の制定を行うこととし、この度、素案を取りまとめたところ

ろでございます。

素案におきましては、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と、気候変動の影響に適切に対応する適応策を両輪とした、施策の展開を図っていくこととしております。

詳細につきましては、お手元の資料2の2を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議を頂いた後、パブリックコメントや、環境審議会での御意見を踏まえ、条例案として取りまとめ、9月定例会に提案させていただきたいと考えております。

続きまして、徳島県気候変動適応戦略（仮称）素案についてでございます。

お手元に御配付の、資料3の1を御覧ください。

I P C C ・気候変動に関する政府間パネルの評価報告書によりますと、今世紀末までに世界の平均気温は、最大4.8度上昇するとの将来予測が示されているとともに、国内におきましても、猛暑日や集中豪雨の増加など、気候変動の影響と考えられる現象が現れており、今後これまで以上に、県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されているところであります。

そこで、気候変動によるリスクをできる限り低減するため、影響に適切に対応する適応策についての、気候変動適応戦略を策定することとし、この度、素案を取りまとめたところでございます。

詳細につきましては、お手元の資料3の2を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議を頂いた後、パブリックコメントや、環境審議会での御意見を踏まえ、戦略案として取りまとめ、9月定例会に御報告させていただきたいと考えております。

最後に、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹 とくしま」の開設についてでございます。

資料4を御覧ください。

先の事前委員会において、性暴力被害者支援センターの来る7月1日の開設について御報告させていただいたところですが、この度、愛称と専用電話の番号が決まりましたので、御報告申し上げます。

この度、開設いたします、性暴力被害者支援センターの愛称を「よりそいの樹 とくしま」とし、3の連絡先に記載のとおり専用電話番号で、被害者からの相談をお受けいたします。電話番号は、被害者が置かれた状況や心情を鑑みまして、通常の番号のほかに、3センター共通の覚えやすい番号を設けました。この共通相談ダイヤルに掛けていただくと、最寄りの相談窓口につながります。

また、相談の受付は、時間外及び休日を委託先コールセンターで対応することにより、24時間365日行うことといたしました。

今後は、誰にも相談できないまま苦しんでいる被害者に、大きな樹のように寄り添っていきたいとのメッセージを込めた愛称のとおり、関係機関との連携の下、本人の希望とニーズに応じた支援を提供してまいります。

報告事項につきましては、以上でございます。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

なお、ただいま説明のありました、徳島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定、及び同（第2次）計画の廃止につきましては、6月15日開催の議会運営委員会において、本日の委員会で十分審議し、議案提出予定の閉会日には委員会付託を省略して、議決することと決定いたしておりますので、御報告いたしておきます。

それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岡田委員

3点ほどございます。

最初に、先ほどの男女共同参画の資料なんですが、「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」の3次計画の分の10ページ目、仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備というところで、その前の8ページに、女性が活躍できる社会づくりのところでテレワークという働き方を書いていただいているんですけども、この多様な働き方、働く場所でテレワークの普及拡大など多様な働き方の創出ということで、ここでも女性の活躍する仕事の働き方という捉え方ができるように思えるような表記になっていると思って、それで実際は、10ページ目のワーク・ライフ・バランスの推進というところに、本当はここで男女ともにテレワークという働き方を活用して、生活と仕事の両立を図るという意味でのテレワークを徳島県が推進していると思うんです。

それで、また、さきの本議会においても、岩佐委員の質問で、これからもテレワークを推進していくということで、様々な取組の答弁があったと思うんですけども、そこにおいて、ここでの具体的な働き方ということでテレワークという言葉が落とし込まれていないのは、なぜですか。ここにこそ必要ではないですか。

露口男女参画・人権課長

岡田委員からただいま御質問を頂きました、我々が提出しております3次計画でございます。テレワークの位置付けというところかと思えます。

この計画、先ほど部長からも御説明いたしましたが、新たに施行されました女性活躍推進法に基づきます都道府県の推進計画も併せ持つということで、それを、今、御意見いただきました主要課題の1と2、ここを正に新たな法律に基づく推進計画として位置付けておるところでございます。

この推進計画の中でも、本会議でも、これも答弁させていただきましたが、本県の強みの部分を最大に生かす中で、正にテレワークを打ち出していこうというところでこの計画

策定をしておるところでございます。そういう意味もございまして、まず冒頭の主要課題1、女性の職業生活における活躍の推進という部分で、一つ、テレワークの普及、拡大というのを大きく位置付けたところでございます。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように、この主要課題2、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの部分ですけれども、正にこのテレワークにつきましては、ワーク・ライフ・バランスの実現においても本県の強みを最大に生かせる最大の武器であると考えておるところでございます。

確かに、今の計画の記載ですと、何かテレワークが女性のためだけのよう読み取れるおそれもある。我々はそういう気持ちは全くございません。男性を含めた働き方の見直し、企業を含めてやっていこうという中で、テレワークということを中心に打ち出したところでございますが、主要課題2の中で、おっしゃいますように、テレワークの位置付けが、今、正に漏れているような形になっておるところでございます。このワーク・ライフ・バランスの推進の中に具体的な手法としてテレワークの活用といった記載を、これからではございますが、見直しをさせていただきたいと考えておるところでございます。

御指摘、ありがとうございました。

岡田委員

是非お願いします。

それと、この間の増田寛也さんの消費者庁の話のときの中にも、徳島県のテレワークの位置付け、認識ということが省庁移転と関連して出ました。それとまた働き方の改革というのが本会議で出ていたけれど、私は革命を起こすべきだと思うので、テレワークという技法を使って、在宅勤務が、正に評価されるような徳島県であってほしいと思うし、そうすることによってワーク・ライフ・バランスが担保できてくると思うし、それは県庁挙げて取り組んでいってもらわないとなかなか難しい。民間では既にできていることであるので、是非、できない部分をどう解決するのかというのも今後の検討課題としてもらいたいと思うところです。

それで、テレワークがいい女性の働き方だと言われているだけでは男女共同参画の中であって女性が有利な働き方なのかというと、そうではないんですね。だから、男性もそれを取り入れることによって、生きている喜びとか仕事する喜びを感じてもらえる。それを共有することによって、その働き方が認識されて拡大していき、また、徳島県がそれを提唱していくことができると思います。是非この中で、ワーク・ライフ・バランスとテレワークという働き方は多分私は一致していると思うので、いろんな働き方の中の一つの選択としての、テレワークという働き方を普及していく県であってほしいと思います。文言をどこに入れてくださいとは私も言えませんが、また検討してもらって、是非この中で入れてもらって、女性の働き方じゃなくて男性も、徳島県の働き方として提唱していきますという意味合いで入れてもらいたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今度環境の方なんですけど、実は、関西広域連合でマイボトル運動というのを

してまして、それは何かというと、飲食店、あと関西広域で例が挙がっているのはスターバックスさんとかタリーズさんとか、コーヒー屋さんにもボトルを持って買いに行くと20円引きとか30円引きになりますよという、環境に配慮した活動をしましょうということで、今、私たちの前にもペットボトルが出ているんですけども、関西広域連合議会へ行きますと、議員には皆ペットボトルが出ているんですけども、委員長さん、知事さんたちは皆マイボトルを持ってきています。マイボトルを置いていて、やはり推奨されている限り、やはり自分たちは水筒を持って動かれています。だから、県民環境部がある我が議会はまたちょっとペットボトルに関しての協議も是非するべきではないかと思うんです。

それで、そのマイボトル活動というのは、マイバッグ活動の次なるステップとして、環境に配慮するというもので、是非、徳島県においてもその活動に協力できるような体制づくりをしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

藤本環境首都課長

ただいま岡田委員の方から、関西広域連合でのマイボトル運動の御質問でございます。

関西広域連合の方では、いわゆる広域環境保全局というところが主となってこの運動を進めておまして、今年の3月30日にそのマイボトルスポットMAPというのが作成されましたので、それについてもホームページの方で公開されておるところでございます。

ただ、委員の方からも話がございましたけれども、ほとんどが、やはりスターバックスとかタリーズとかいうところで、あとは県内にちょっとないようなコーヒーチェーン店がほとんどを占めておまして、数だけで言えば、そもそもそういうチェーン店自体が少ないものですから、なかなか本県の場合は数が少なくなっておるところでございます。

ただ、このマイボトルにつきましては、環境の面はもちろん、容器、ペットボトルとか缶とか紙パックとかそういうようなごみの減量にもつながりますし、そのほか、やはり飲物を持って歩いているということで途中で買ったりすることもないということもあるし、もともと家で作ったお茶を入れてくれば買うこともないということで、費用的な面でも安上がりにもなる。さらには、保温効果もございますので、随時適温の飲物が飲めるということで、環境面プラスアルファ経済面とか健康面等々での非常に大きな効果があるものだと考えておりますので、県におきましても、このようなマイボトル、持参する方が増えてくるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

岡田委員

多分、県庁職員さん、ほとんどみんなマイボトルを持ってきてお茶を飲まれていると思うので、だから、その延長上で普及活動をしてもらえればいいかと思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。

それで、やはり、今回の資料に付けてくださっている分の、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策というところの4ページ、5ページ目のところに、生活活動に係る取組とい

うことでいろいろ提案していただいている中に、企業さんとの連携、又はそれぞれの個人の意識高揚といたしますか、環境対策の、やはりこれからの取組ということの啓もう、啓発等々の中の一つの手段として、是非取り入れていただくとともに、事業者さんの協力を得るということで、事業者さんの意識改革もしてもらえるような取組に広げていっていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

もう1点、最後に、最近、子ども食堂というのが徳島県内で非常に活動としてはやっけていて、そして、どこが主体でやっているのかということ、個人の方が全国的な広がりを受けて徳島でもやりたいということで、特に女性の方、お母さんたちがされている場合が多いんですけども、東新町の空き店舗を使ったり、また1か所ではレストランの人が定休日を使って子ども食堂というので開放したりという案件があるんですけども、県の中ではその子ども食堂というのはどのように捉えられているんですか。

東條子ども・子育て支援室長

子ども食堂に関する御質問でございます。

まずは、私ども、子供の貧困対策を子ども・子育て支援室で所管しておりまして、子供の貧困対策に関する動きのところを少し御説明させていただきます。

子供の貧困対策につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づきまして、国が子供の貧困対策に関する大綱を定めております。それに基づきまして、県の計画は努力義務ではございますけれども、私どもの県といたしましては、第2期徳島はぐくみプランを国の大綱を勘案して策定しておるところでございます。こちらにつきましては、特に学習支援、生活支援、就学の支援、経済的支援という4本柱で進めていくことといたしておりまして、その中でも特に、現状といたしまして、ひとり親家庭の子供の貧困率が54.6%と、ひとり親家庭に対する支援が非常に重要であると認識しておりまして、ひとり親家庭の自立に向けました促進計画なども立てまして、計画的に貧困対策を進めておるところでございます。

その中で、子ども食堂ということでございます。このところ、非常に速い動きで民間の方の動きがあるということで、私どもの方も動きを非常に注視しておるところでございます。そういった個々の活動に対する助成等につきましては、私どもはそういった制度は現時点では持っていないところでございますけれども、様々なそういったイベントに対しましては、子供に関するイベントということで、はぐくみネットという私どものホームページ等を通じまして、動きを御紹介したり、あと、国の方では、こういった法律や大綱に基づきまして、現在、子供の未来応援国民運動というのが展開されておるところでございます。そちらの中で、誰もが子供の貧困対策のために行動できる仕組みとして基金が創設されまして、NPO等に対して当該基金による支援金の交付が今後始まるということでございます。こういった国の動きなども周知しながら、貧困対策が総合的にできるように私どもも今、注視しているというところでございます。

岡田委員

正に、本当に民間の方の動きが非常に速くて、最初に私が、この子ども食堂を聞いたのは、都会の方たちの、夜、お母さんやお父さんが、仕事をしていて、夜御飯を1人で食べている子たちを、うちのところに来てみんなで御飯を食べましょうというような、何かのテレビの番組で見させてもらいました。みんなが御飯を食べられる場所というのを、誰でも気軽にその地域に住んでいる人たちが寄ってこられるよみたいなところから、活動が始まり、徳島県の子ども食堂の動き方は、徳島版の子ども食堂の在り方なのかなと思っているところがあります。一つは、徳島県では、農業産品が非常にたくさんあって、おいしいものがたくさんあると言われていたけど、その子供たちがなかなか口にすることができないよねというところで、地産地消の食育を兼ねた子ども食堂をしたいということで、出しているメニューが旬の食材を使ったものを行っているんですよというお話も聞いています。だから、やはりその部分が徳島県ならではの取組となって、地元の取組として形を変えて、徳島版で浸透しつつあるのかと思います。今、おっしゃってくれたように、いろんな支援制度も出来上がるという話なので、今は、皆さん、基金を積んで、あと100円か300円かの料金をもらって運営をされているような活動のようです。安価なお金をもらうということが運営されている方たちの話の中で、食べに来る人も来やすいし、運営する人たちも、少しでも資金ができれば継続できるからということでお金をもらっているという仕組みになって、それぞれの皆さんが知恵を出し合って継続ができる方向の在り方を、今、検証されていていっているようです。是非、県としても応援できる場所があれば、子ども・子育て支援室のみならず、農林水産部とかいろんな部署での連携もとってもらって、オール徳島で子供たちの健全育成と、すくすく育っていく子供たちの未来のために、支援できるような制度をここから発進してもらって、徳島県ならではの子ども食堂の運営、そしてまた、全県域に広がっていくような取組として、是非これからも拡大させていってほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

子供の貧困対策につきましては、県庁内でも連絡会議を設置しておるところでございます。こういった連絡会議の場を通じて、全庁で情報を共有いたしまして、全庁一丸となって取り組んでいけるように努めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

岡田委員

ただ1点、子供の貧困対策じゃなくて、子供の健全育成に切り替えてもらわないと、貧困対策ということで、なかなかその場所に食べに行きづらいという言葉のニュアンスもあるので、だからそうではなくて、みんなが行きやすい、行って、それで、別に親子で来てもらったら、家族3人で食べるよりはみんなで食べる方が楽しいよねという場所を提供したいという思いがあって子ども食堂をされている方もいらっしゃるのだから、場所的な趣旨としてはそうになってしまうのかもしれないけど、そうじゃなくて、やっぱりみんな

なが楽しく食べられる、みんなが食育に徳島県の食材に関心を持ってもらえる、やっぱり子育て支援の一つとしての取組として、是非大きく捉えて、フォーカスを当てるんじゃないくて、大きく捉えた子ども食堂の在り方というのを是非展開してもらいと思いますので、お願いしたいと思います。

竹岡県民環境部次長

ただいま、徳島県内での子ども食堂の今後の県の進む方向性について、御質問いただきました。

私ども、子ども食堂、今、県内で、特に東新町の方で毎週開催されるような取組がいよいよスタートするというので、新聞記事になっておるのを通じて、情報を取得しているところでございます。

他県で先進的に行われております子ども食堂と申しますのは、先ほど東條室長の方からも説明させていただきましたように、子供の貧困対策というところをメインに、特に夜とかお母さんがおられない家庭に対して居場所づくりと食べ物を提供するというようなところで始まった部分が大きいかと認識しております。

ただ、本県で、今回始められている子ども食堂については、先ほど委員がおっしゃいましたように、「徳島に子ども食堂をつくる会」が中心になってやっておられる、県内に子ども食堂を定着させる拠点をつくりたいという中で、本当にみんなで楽しく食事ができる、それで徳島の食材を楽しむ、そういうような部分が大きいように考えています。

貧困対策につきましては、全庁で連絡会議というか、先ほど東條室長が申しましたような全庁の連携できる会議がございまして。そのほかにも、少子化対策の方でも、食育の部分でも全庁でいろんな部局横断の会議を持っておりますので、そういうところを通じまして、この県内での取組がまだ始まったばかりで、どういうふうな形で進んでいくのかということもあろうかと思っております。その辺のところも見守りながら、どのような対策ができるのか、検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

山田委員

私の方からも数点聞きたいと思っております。

まず1点目は、環境省が3月30日に福島第一原発事故後の除染で出た汚染土に関し、8,000ベクレルの汚染土を遮蔽や飛散流出防止を行った上で全国の公共事業で利用できるという方針が出されました。国からこの点についてどのような説明があるのかというのが1点。

それと2点目に、ちょうど1年前の6月、これは総務委員会ではなく環境対策特別委員会なんですけれども、委員会質疑で、このときは放射性物質に汚染された廃棄物の広域処理だったので、河崎課長の方から答弁があったんですけれども、県の姿勢は1,000ベクレルと8,000ベクレル、ダブルスタンダードだという格好での問題もあり、県民の安全、安心を確保する立場から現状では受入れ困難。知事もこういうふうに表示されたわけですから

ども、そういう認識を示しておりました。

今回のこの件について、環境省発出なので、この総務委員会でも聞いておきたいと思えます。

御答弁をお願いします。

津田環境管理課長

福島県原発事故由来の放射性土砂についての御質問でございます。

新聞等の報道によりますと、環境省の有識者検討会におきまして、放射能濃度が8,000ベクレル以下というようになりました汚染土壌を道路とか鉄道の盛土等に、あるいは防潮堤、海岸で防災林等に利用するというので、公共工事に限定するということですが、利用する方針が示されたということでございます。

それにつきまして、今後、環境省としましても、福島県南相馬市におきまして、実証実験を予定しているというように聞いておりますけども、これにつきましては、これから実証実験を始めるという段階でもございますし、現在のところ、特に環境省の方から具体的な情報提供等はございません。県としましても、今後、環境省の動きを注視して見守りながら、情報収集等に努めることにしております。

山田委員

情報収集に努めるということなので、前提としては、この前は、先ほども紹介したように、去年の環境対策特別委員会では、廃棄物の広域処理ということでした。今回、違いますよね。その違いがあるものの、基本的にこの観点は、今も県は踏襲していると認識しているんですね。

津田環境管理課長

まず、8,000ベクレルと100ベクレルの違いでございますけれども、まず8,000ベクレルにつきましては、放射線汚染対策特別措置法に基づきまして、廃棄物を安全に処理するための基準ということでございます。

それに対しまして、100ベクレルにつきましては、原子力等規制法に基づきまして、廃棄物を安全に再利用するという基準でございます。

これにつきましては、現在も、土砂につきまして、どちらの法律も適用にならないというふうに認識しておりますし、今後、国の見解等を見ながら廃棄物に適用しております8,000ベクレルを土砂にどのような形で適用していくのかということで国が見解等を示すのを待って、また今後の課題としたいと考えております。

山田委員

国の見解を注視しながらということで、当然この前の、去年1年間言われてきたダブルスタンダードの問題、県民の安全、安心の関係もありますので、私は、もちろんどうでも

いいという問題ではない、非常に深刻な問題ではあるけれども、国が発表した方針を示すべきだろうと思いつながら、今の答弁を引き続き見守っていきたいと思います。

それと、昨日、私も同席して地下水調査を求める要求書が提出されましたが、徳島市上八万町の産業廃棄物処分場の公害調停の打切りについて、今日も新聞報道されています。というふうなことで、これについても、今年1年いろいろ聞いていかないといけないと思っておるんですけども、そこで、今現在、産業廃棄物処分場は、稼働中のもの、既に稼働を終えたものはどれくらいあるのか。その中で、実は上八万町の処分場というのは、終了届が出されていない。廃止手続がされていないという異例の処分場になるんですけども、そういう処分場は県内に現在どれくらいあるのか。具体的な固有名詞も含めて御報告いただけますか。

河崎環境指導課長

ただいま山田委員から、徳島市上八万町の産業廃棄物最終処分場をめぐる問題に関連しての御質問を頂戴いたしました。

廃棄物最終処分場めぐりましては、その設置とか廃止につきまして、順次、届出制度あるいは許可制度といったものが導入されてまいりました。もちろん、許可制度とか廃止制度がない時代もあったということをごさいます、そういう変遷を踏まえた上での答弁とさせていただきます。

まず、これらの制度に基づきまして、設置された産業廃棄物最終処分場につきましては、現在稼働中のものが7施設ございます。そして、埋立処分の終了後、いまだ廃止に至っていないものが、徳島市の上八万町最終処分場を含めまして、ここは事実上の終了としまして、これを含めて4施設ございます。この7施設のうち、安定型処分場は4施設、管理型処分場は、一般財団法人徳島県環境整備公社の2施設、それから株式会社明和クリーンの1施設を含めて3施設ということになっておりまして、あと、廃止前の4施設につきましては、安定型が3施設、管理型が1施設ということをごさいます。

固有名詞は、現在稼働中のものというよりも、埋立てを終了して廃止確認前のものというところでの御質問でしたので、それに特化してお答えさせていただきます。

まず、一般財団法人徳島県環境整備公社・沖洲最終処分場がございます。これにつきまして1件。これは一般廃棄物の最終処分場であり、かつ、管理型産業廃棄物最終処分場であるという位置付けのものでございます。

あとは、徳島市上八万町最終処分場。これは安定型最終処分場がございます。そして、有限会社山口興業の安定型処分場が1施設ございます。それと、和晃建設株式会社の安定型処分場が1施設ございます。

以上、4施設がそれに該当するものであると認識しております。

山田委員

上八万町最終処分場も含めて、今、4施設という話があったんですけども、終了届

が出ていないということで、正式な終了ということになっていないわけですね。事実上と言われたけれども。そうしたら、当然、今後、生活保全上の支障や支障のおそれというのが出た場合、その調査に当たるのは一体誰がどのように当たるんですか。

河崎環境指導課長

まだ廃止されていない、しかしながら設置者不在となったというような理由によりまして、維持管理を行う者がいないという状況を想定しての御質問であると思います。

こういった処分場につきましては、法律上、設置者不在ということでございますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の維持管理基準であるとかといったものが適用される者がいないという状況になってしまいます。特に、上八万町の最終処分場につきましては、そういった中で、周辺住民の皆さん方がいろいろな御不安を抱いているということで、徳島県としては、あそこはもともと山と谷の地形ということで、それを利用した最終処分場でございますので、廃棄物層の上に降った雨は、恐らくその地中に浸透しまして、谷筋を流れてくるというようなこともございますので、そういった谷筋から湧き出してくる水3か所を採水して徳島県で検査して、それに異常が出ていないことの確認を続けている。これを年2回行っているという状況でございます。

山田委員

これ、非常にその点のやり方についても、住民の皆さんからも、これでいいのかという意見もある。これは、今後1年間この総務委員会におりますので、引き続き聞いていきたいと思えます。

時間の関係から、次の問題に移ります。

今日、頂いた資料で、保育所等入所待機児童数が平成28年の4月1日現在速報値で60名という話が出ました。

しかし、マスコミ報道では、既に8市町240人、5年で2倍超だということも報道されています。この報道との開きを御説明いただけますか。

東條子ども・子育て支援室長

保育所等入所待機児童に関する御質問でございます。

去る5月の下旬に地元紙の方で「待機児童県内で急増」という記事が掲載されております。こちら、8市町240人、5年で2倍増というような記事でございました。

こちらにつきましては、待機児童の説明につきまして、「厚生労働省は入所できなかった児童の中から他に入所できる保育所があるのに特定の施設を希望して入所しないなどのケースを除外した児童を待機児童と定義している」と断った上で、「実際は自治体ごとに集計の仕方も異なっており、今回の調査は実態を正確に把握するために希望者数から入所者数を引いた数を待機児童として集計した」とされているものでございます。

私どもの方では、厚生労働省の方からの調査で、今回速報値としてまとめました待機児

童数につきまして、厚生労働省の定義に基づく待機児童の数を報告させていただいたものでございます。

山田委員

それはそうだけれども、実態がこれだけ大幅に違うだろうと。この国では、厚生労働省の見解に疑問を感じるという意見も出ているわけです。就労形態やいろんなことがあって、空いているんだけど、そこへは行けないという人も含めて、全体の待機児童数を把握したという数字ですよね、この数字は。そうしたら、速報値ということではあるんですけども、厚生労働省のベースでいったら60人というけれども、それと違う、つまり全ての希望する保育所入所ということを対象にしたら、240人という現状になっているということではないんですか。

東條子ども・子育て支援室長

今回の待機児童の速報値につきましては、事前委員会の御議論を受けまして、まだまだ一部精査中もございますけれども、速報値として取りまとめたところでございます。

厚生労働省の定義に基づく、そういった形に含めない児童数もありますけれども、そういったところにつきましては、まだまだ精査中でございますし、今後につきましても、厚生労働省の方で、公表の在り方については議論が行われているということでございますので、公表等につきましても、こちらの議論を注視していきたいと考えているところでございます。

山田委員

だから、厚生労働省ベースで言っているというのはわかりました、60人でね。資料を出していただいて、ありがとうございます。

速報値で頑張っていたということの評価するわけですけども、しかしこれ、二つの問題があって、厚生労働省のカウントでいいのかというのが、今、全国的にも大きな問題になり、地元紙でもその点が問題になっているわけです。その辺で言ったら、徳島新聞のこの報道は、全ての人をカウントした数字ということですけども、こういう数字の切り口もあるぐらいのことは、当然県の方も押さえていると理解していいんですね。これは全くでたらめ、というふうなものなのか、いや、そういう面での数字のカウントの仕方も、自分たちもしてるというものなのか。その点をちょっとはつきりさせてください。

東條子ども・子育て支援室長

徳島新聞さんの報道につきましては、徳島新聞さんの定義による報道であるということで認識しておるところでございます。

山田委員

本当に待機児童をなくすという立場で見たら、もちろん厚生労働省から出ているから県の方も当然その数字を、ということもあるでしょう。一方でこういう数字も出されているということで見たら、やっぱり全ての待機児童をなくすという対策をどういうふうに県が見るのかということが問われる大事な問題だと思うんです。

そこで、竹岡次長にこの点は聞いておきたいんですけども、この数字、明らかに二つのとり方がある。全国的にも問題になっている。徳島県としてもここまで自信を持って地元紙が出されている。しかし、県の方は60人という速報値で、厚生労働省ベースでいったと。ここらの点については、はっきりと県としてのスタンス、もちろん厚生労働省のベースでということはあるけれども、こういう数字もありますぐらいのことはやっぱり踏まえておく必要があるのではないかと思うけれども、その点はいかがですか。

竹岡県民環境部次長

ただいま山田委員の方から御質問がございました保育所の待機児童数につきまして、一部徳島新聞の方で事前に独自調査で出された数字と、今回、厚生労働省の定義に基づいて県の方で速報値として出していただいた数値とに開きがあるということで、その部分については、県としても認識しております。

国の方でも、待機児童という部分で、今後どういうふうな取扱いにするのかというのは検討されているところかと思えます。県といたしましては、あくまでも、今後、市町村の保育事業をどういうふうに捉えていくかということも含めて、市町村と十分連携をとって、待機児童対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

なかなか明快な答弁とはいかなかったけれども、しかし、二つのカウントの仕方があるということについては、そういうことは県としても認識していると。しかし、県の方は厚生労働省の方の絡みもあるので、ベースを速報値で60人と挙げたということだったと思えます。

引き続き、これも聞いていきたいんですけども、実は、2015年は57人。ここでも書いていますね。それが10月1日時点は210人。2014年は4月1日時点で41人。10月1日180人。2013年は41人。そして10月1日170人。つまり、10月1日のカウントはぐっと上がっていきそうですね。ということから見たら、今後、このままいったら、10月1日、またこれに近い数字ということになっていこうかと思うんですけども、いや、そうなんのか。10月1日、経年的に見たら、こういう数字が出ています。今年は、しかしそういうふうにならないよというものかどうかという点が1点。

それと、待機児童ゼロに向けた50万人の受皿準備とか、あるいは1億総活躍プランの目玉である保育士の処遇改善ということは国の方でも言われています。しかし、これについては、なかなかそのようにもいかないのでは、という声もあります。そういう状況の中で、県として、本気で、来年度の末、待機児童数ゼロにしようということについて、今年これ

からどういうふうな取組をしていって、10月1日等々を迎えようとしているのかということも併せてお伺いします。

東條子ども・子育て支援室長

厚生労働省の方は、毎年4月1日時点と10月1日時点の状況について、待機児童数について現状を取りまとめて公表しているところでございます。

10月1日時点の待機児童数で、自治体ごとに保育園入所手続等が異なるために、参考値として集計されているものでございますけれども、例年、4月以降も、年度途中で育児休業明け等による保育の申込みが行われまして、保育の受皿拡大はその多くが4月に向けて行われるというところが多いことから、年度途中には申込みに対して入園できない数が増加する傾向となっております。

今後の傾向ということでございますが、開園につきましては、4月開園ということが多いということもありまして、保育所によりましては、そういったことを見越した入所定員等を設定しておるところもありますけれども、例年、10月に向けては増えていく傾向にあるということでございます。

そのような中で、県としてどのような対策をしているのかということで、市町村と連携いたしまして、更なる保育所や認定こども園の整備促進を行っているところでございますし、あと、保育現場の就職促進のための取組等による保育士の確保につきましても、県として取り組んでいるところでございます。

山田委員

今の答弁では、県の方は努力されているけれども、本当に本腰入れて待機児童数ゼロと、把握の仕方、そして対応の仕方ということについては疑問が若干残りますので、また機会があったら引き続き聞いていきたい。

高井委員

「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」の男女共同参画基本計画について、可能ならば反映させていただきたいと思ひまして、一つ質問兼提案を申し上げたいと思ひます。

修正していただいた資料の中にも、ワーク・ライフ・バランスの推進ということで、男性を中心とする長時間労働が評価される企業風土を改善するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた啓発を行い、普及促進を図りますと変えていただいております。

加えて言えば、実は、私は、男性の育児休業取得推進というのももちろん大事だとは思いますが、これを目標数値的なことにするには少し違和感があります。

つまり、自らの子育て経験からも、やっぱり女性の場合は産んですぐ前後は産前産後休暇というのを必然的にとらなければ体がしんどいので休まざるを得ないと。そのときに夫が育児休業をとって支援してくれるというのは、例えば兄弟がいる場合とかは非常に

助かるんですが、しかし、男性の育児休業取得というのは、あくまでもやっぱり一時的なものでしかなくて、介護もそうですが、子育て、やっぱり息の長い継続的なケアが必要で、結局子供は18歳どころか20歳までは、いろんな意味で手がかかるものですから、小さいときのケアにしても、やっぱり小学校1年、2年、3年と、違う形でのいろいろな世話が必要になってきます。そういう中で、小学生、中学生になっても、朝夕の時間というのは、女性にとっては非常に大事な1分、1秒、貴重な時間でありまして、正に子育てと自分の仕事へ行く準備、いろんなことをこなさなくてはいけない大事な時間で、むしろ、ここを支援してくれる制度があれば女性はできるだけ働きやすいということになるんです。保育所の送り迎えに仕事が遅くなって間に合わないときに、夫が時間休暇をとって早く行ってくれる。できればそこで帰って御飯もつくってくれたら有り難いんですが、なかなかそういうわけにはいかないわけで。

女性は、御飯をつくりながら子供を見て、洗濯もし、仕事へ行く準備もするというふうに、わっと全部するんですが、男の人が子育てしていますという人は、何をしていますかと聞くと、大体、風呂に入れてますとか、ごみを捨ててますとか言うんですけど、家事とかの手伝い。それを女性からすると、家事をやっている候補に挙げたりすると、ああ、そうですかみたいな話ぐらいのことなので、ただ、何でもしろとは言いませんし、夫婦の仲がよくいくためにも、やっぱりできることからお互いに協力してやっていくというのが基本であると思うので、いきなり育児休業をとるよりも、子育て世帯や介護の世帯には時間休暇の取得を許可できるような促進政策をできればしていただきたいと思います。

しかも、育児休業を取った人、私も何人かは男性で知っているんですが、もちろん女性のように、子供を見ながら御飯もつくって洗濯も掃除もして、奥さんの方が主に働いて、お父さんの方が3か月、4か月、1年ぐらい取った人もいますけれども、そういう家庭もあるんですが、しかし、もう本当にへとへとになったと。死ぬ思いだったと。仕事の方がよっぽど楽だとその方は言うておりました。

それぐらい子育てというのはすごく大変なことです。ただ、大変だけど喜びもあり、学ぶこともあり、仕事の上でもいろんなことを一遍にこなす能力が身に付いたというプラス面もあると言っておりましたが、いきなりそういうスーパーな「育休お父さん」になるのは難しいですし、結局、育児休業を取って休んでいる間というのは、男性にとっても外へ出にくいと。つまり、子供を連れて買物に行ったりしたら、あの人、仕事はやめたんだろうとか、いけるんだろうとか、奥さんに逃げられたんだろうとか何かいろんなことを気にする人目もあったり、かつ、子供が泣いていたりすることに対してすごくプレッシャーがあったりとか、なかなか一発には何もかも難しいと思います。だから、少しずつできることから促進していくためにも、時間休暇の促進、朝遅く、子供を送ってから来られるようにするとか、夕方早く帰れるようにするとか、協力しながら、正に多様なライフスタイルに応える形でできるようなやり方が、実際に子育て支援策としては実効性が上がるし、事実上子供を育てるにもすごくその部分は助かります。

実は、その分を特に、おじいちゃん、おばあちゃんが代用してくれている家庭の方は割

と子育てしやすく、次の第2子、第3子も生まれやすいケースもあつたりしますので、そういう視点も入れていただけたら有り難いと思います。

その点、一つ御意見をお聞かせいただければと思います。

露口男女参画・人権課長

高井委員から、「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」における、男性のことだと思いますが、育児休業あるいは育児に関する休暇に関する御質問を頂いております。

先ほど、岡田委員の御質問にも答弁させていただきましたこの計画のうち、主要課題の2としてワーク・ライフ・バランスの推進ということで位置付けておるところでございますが、この中でも、今日の資料上は10ページでございますが、今回、男性の家事、育児、介護等への参画促進ということで大きく打ち出しておるところで、その中に男性の育児休業の取得促進などという書きぶりにさせていただいておるところでございます。

ここで育児休業を大きく出しておるのは、やっぱりこれが一番ハードルが高い制度でもありますし、現状、官民を合わせても、徳島県、国含めて、非常に取得状況の数字が低いということで、国の計画、県の計画におきましても、特に記載し、数値目標なども設けておるといふものでございます。

ただいま、高井委員からお話がありました、より現実的といいますか、実態に即して息長く継続していくため、短時間での休暇の促進ということでございますが、当然、この男性の参画促進の中にはそういった観点も含めておると理解しております。現実、県庁職員で申しますと、育児休業は当然でございますが、それ以外の制度といたしましても、育児時間休暇、これは有給休暇でございますが、1歳6か月までの子供を養育する場合ですと、1日2回、45分ずつという、正に今おっしゃった朝夕の一番ハードな時間に取り組むことができる制度もございます。また、これは無給の、いわゆる休業ですが、育児休業は一定期間の休業ですが、部分休業ということで、1日単位で、これも子供が小学校の就学前ということですが、1日2時間以内の部分休業という制度もございまして、その他勤務形態自体を、何パターンかございますけれども、フルタイムではなく短時間で勤務することも認められておるところでございまして、それぞれの実態、ニーズに合わせて、今、多様な選択が可能な状況になっておるところでございます。

私どもの計画におきましては、象徴的な部分で、育児休業について、数値目標、また、計画の記載をしておりますけれども、当然この中には、今、おっしゃったような観点も入っておるといふ理解です。

それで、県の職員の、今、申し上げました休暇につきましては、次世代育成の事業主行動計画、これは経営戦略部の所管でございますが、雇用主としての徳島県が県職員の育児参加のための休業・休暇の取得状況、また、その目標設定ということで、計画も別途定めておるところでございまして、その進捗管理もしておるところでございます。その中から私どもの計画の中へ象徴的な部分として取り上げておるところでございますので、経

営戦略部とも連携いたしまして、まず県職員が率先してワーク・ライフ・バランスの実現と、それを民間へ広げていくような取組を引き続き、この計画は正にそういう理念で作っておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

高井委員

正に、長い期間休むと、キャリア中断にもつながって非常にちゅうちょするところもあつたりしますので、その部分をカバーする意味でも、今のようないろんな施策を是非推進していただければと思います。

もちろん、育児時間休暇の1歳6か月までも大事なんですが、今って本当にダブルケアも含め、しかも2人、3人子供がいる場合というのは、私のところもそうなんですが、例えば小学生になって子供が部活動に行き始めたりなんかしたときの送り迎えであつたりとか、いろんな活動が広がるにつけ、やっぱり朝晩の大変さというのは、子供はできるだけ早寝早起き朝御飯がいいですので、6時か7時にはちゃんと御飯を食べさせたいと思えば、小学生の子供は特にその時間にはおなかがすきますから、御飯の準備をしなくてはいけません。交代でするに当たっても、やっぱり1歳6か月までだけでなく、そういう意味では多様なライフスタイルに応じて、長い期間の継続的ないろんな形の子育て支援というのをこれから幅広く、長く、多様な選択肢の中でできるようになるということが息の長い子育て支援に、長期的に見れば子供をこれ以上減らさない政策にも資すると思いますので、また引き続き御尽力をいただけたらと思います。

笑い話ではありませんが、やっぱり土曜日に夫に子供を見てもらうということになつたりすると、その子供を見てもらう夫のための準備が大変なんだと。御飯をつくっておいて、子供の御飯もつくり夫の御飯もつくり、これ食べさせてここにおむつが入っててここに服があつて、どこに行くときにはこうしてああしてという指示をするのが大変だとぼやいている私の友人もおりまして、夫が育児休暇をとったら育児休暇をとった夫のための御飯の準備がなかなか大変になってくるような友達もいます。これは料理や家事はやっぱり得意、不得意、皆さんそれぞれにありますし、女性だからって必ず料理、家事が得意なわけではない方もいるし、仕事の方がばりばり得意な方もいるだろうと、いろいろあると思います。できるだけ夫婦間で話をしながら、お互いにできることをやっていく中で、社会ができるいろんな形での多様な支援があるという形が理想的だと思いますので、いろんな形でこれからも一緒に検討を進めていけたらと思います。

もう一つは、先ほど来から待機児童の話が出ておりますけれども、もちろん、こども園や保育所の待機児童も大事なんですが、児童クラブに入れれないという待機児童の問題も、実はこれ、重い問題としてございます。

保育所は就業している両親のために、6時とか夕方遅い時間まで見てくれますが、小学校1年生になって通い始めると、学校は、低学年は特に2時に終わったりして、3時には帰ってきてしまう。そこに誰もいない場合、やっぱり1年生、2年生で1人帰ってこさせて1人留守番させるというのはなかなか無理ですので、大概是児童クラブに行かせるケー

スが低学年は多いんですが、その児童クラブが定員いっぱいというところは結構ございます。三好市ですら、保育所とこども園の待機児童はないんですが、児童クラブの待機はあるんです。というのは、広い三好市の中でも偏在がすごくありまして、今、池田や近隣の山間部の小学校がなくなり、保育所がなくなりする中で、みんな池田の街中に集中して、池田小学校に集中して、子供たちが池田小学校はすごく増えているんです。それに伴って、保育園も、ほかの保育園はなくなっていても、真ん中の保育園だけが増えていて、かつ、そうしたら、1年生になったときに、今まで預かっていた子供よりも児童クラブに入りたい子供が増えて、児童クラブの待機ができています。だから、ほかの、例えば箸蔵であったりいろんなところの児童クラブが空いているので、バスで運んだり、いろいろなことを検討はしているんですが、でも、一緒に池田小学校1年生として行って、それで児童クラブにそのままみんな友達同士で行ければいいのに、何人かの子供だけはそこから箸蔵の違うところまで行って、お母さんやお父さんかおじいちゃん、おばあちゃんが来るのを待たねばならないという状況も生じています。なかなか今まで出されていないので、この児童クラブに対する支援の問題も、是非同じように観点に入れておいていただければ有り難いと思います。

女性が働く上で、子育て環境を充実するという点では、保育園の充実も児童クラブの充実も全く問題としては変わりませんし、子供たちにとってもいい環境を提供してあげたいと思いますので、その点も一緒に加味していただければ有り難いと思います。

東條子ども・子育て支援室長

放課後児童クラブに関する質問でございます。

まずは現状を御説明させていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、保護者が労働等によりまして、昼間家庭にいない小学校に通う児童に対しまして、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るという事業でございます。女性の就労の増加や少子化が進行する中で、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っていると認識しているところでございます。

現在、本県におきまして、平成28年4月1日時点では18市町村で158クラブが運営されている状況でございます。こちらにつきましては、県といたしましても、運営主体は市町村になるということでございますけれども、整備に当たっての補助制度でございますとか、運営面の助言などを通して支援をしているところでございます。

今年度につきましても、市町村におきましては、新規開所予定が今年度中に4市町で5クラブあるとお聞きしているところでございます。一部待機ということもある状況につきましてもお聞きしているところでございますけれども、市町村と連携しながら放課後児童クラブの充実に向けて今後も取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

高井委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

児童クラブの問題も、その年々によって変動がありますし、ゆくゆくは少なくなっていくわけですので、目下のすぐの支援が大事だと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

古川委員

確かに児童の話で、私も保育所等入所待機児童の関係で何点かお伺いしたいと思います。先ほど東條室長から速報値を御報告いただいたんですけど、60名、プラス3名、この内訳の4市町、これ、それぞれの前年比較はございますか。

東條子ども・子育て支援室長

平成28年4月1日現在で60名ということでございまして、その内訳の徳島市が19名ですけども、昨年度比較で17名減でございます。

マイナス17名で現在19名ということでございます。

石井町の6名につきましては、マイナス3名で今回6名。北島町の23名につきましては、プラスの16名で23名。藍住町の12名につきましては、プラスの7名で12名という状況になっております。

古川委員

そしたら、北島町、藍住町は増えたという形になっているのかということですけども、僕もこの徳島新聞の記事を見て、これは徳島新聞社が県内の市町村に行った調査ということで、希望者数から入所者数を引いた数を待機児童として集計したということですので、厚生労働省の方は、ほかに入所できる保育所とかがあったら、特定の施設を希望して入所しないケースは除外しているということになっていますので、開きはあるのかと思うんです。

けど、例えば、具体的に、藍住町であれば徳島新聞の単に差引きしたのが28名と出ていて、速報値は12名ですよね。だから16名ありますけれども、この16名については、ほかのどこに行けるということですか。

南委員長

小休します。（14時47分）

南委員長

再開します。（14時48分）

東條子ども・子育て支援室長

現在、手元に数字がございませんので、また改めて御説明させていただきたいと思っております。

古川委員

残念ですけれども、その差がほかに行けるのにそこにこだわって出ている数字であれば、単にこだわっているだけだったら置いておいてもいいかなと思うんですが、本当にほかのところに、理論上は行けても、実際いろんな条件があるわけですので、そのあたり、きちっと細かく把握した上で数値を、これは国も見直しをしているのかもわかりませんが、そのあたりの対応をよろしくお願ひしたいと思うのが1点です。

もう1点は、子育て支援事業の支援計画の数値とはどういう差があるんですか。支援計画の利用の見込みはどうだったんでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

支援計画上の平成28年度の市町村の見込みでございます。

見込みといたしましては、そのときはトータルで245名の待機児童が出るという見込みでございました。

古川委員

計画の見込みでは二百四十何名の待機児童が出るという見込みで、それが60名ということですか。

東條子ども・子育て支援室長

単純比較はできないところがあるんですけれども、計画上の待機児童が出るというマイナスの分を積み上げていきますと、245名という数字が出るというところでございます。

古川委員

では、ちょっと言い方を変えます。

245名出る見込みだったのが60名になったのはどういう理由がありますか。

東條子ども・子育て支援室長

市町村では、受皿づくりの分で、認定こども園等の整備が進んでおりまして、そういった定員の増が進んでおるというところでございます。

古川委員

それはわかります。

南委員長

小休します。（14時51分）

南委員長

再開します。（14時54分）

東條子ども・子育て支援室長

先ほどの245名という数字でございますけれども、市町村ごとの計画の積み上げでございます。現実的に待機児童が出ているという市町村につきましても、実際的にはいろいろな受入れの整備が進んだり、いろいろな御要望に、市町村での御要望のいろいろな割振りといえますか、そういうのがうまくいったということで、出ていない数字、現実的には出てこなかったというようなところもございますし、受入れの整備が進んで待機児童そのものの受入れが進んでいるということもございますし、年度を通じての待機児童数ということでございます。トータルのいろいろな数字を含めて、計画上の待機児童数というのは多くなっているということでございます。

古川委員

見積りの量は少な目になっていたのかと思っていたんですけども、そうではなくて、でも、しっかりと、そのあたりが頭の中で整理できていないと、本当に県内の状況、どんなのかなというのが何となくわかっていないのかなという感じになりますので、このあたり、やっぱりきちっと押さえていることが大事だと思います。

そのあたり、またしっかりと整理をしていただいて、またちょっとわかるように説明を後でしていただけたら、有り難いと思います。お願いします。

そういう形で、去年よりプラス3ということで増えていっているということで、ハード整備もやはり取り組む。ハードについては、きちっとお金をかけていけば進んでいくんだろうと思うんですけども、ハードが進むとその分保育士さんも足りなくなってくるんだろうと思います。特に私立の保育所なんか、なかなか厳しい状況が、ますます厳しい状況になっていくと思います。

やっぱり先ほど言われた保育士確保のところの事業といえますか、力を入れていかないといけないと思うんですけども、今回、新規事業で、保育士の補助者の雇い上げ支援事業というのを計上しています。これ、保育士確保の中でも、やり方によっては、すごく実効性のある大事な事業と僕は思っているんですけども、保育士の労働環境改善等に取り組んでいる保育事業者に対して、保育補助者の雇い上げ費用を貸し付けると。その補助者が3年以内に保育士資格を取得した場合は、その返還を免除するという事業なんですけれども、まず、この保育士環境改善等に取り組んでいる保育事業者というのはどういう事業者をいうのでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

保育所や認定こども園等で、新たに、資格を持っていないけれども一定の子育て支援ですとかそういった方を雇い上げまして、今後保育士等を目指すためにということでありま

して、そういう事業者がありましたらそういった事業者に補助をしていくということでございます。

古川委員

そうしたら、保育補助者を雇い上げたいと思っている事業者については、もう漏れなく貸付けができるということによろしいですか。

東條子ども・子育て支援室長

予算上のことはございますけれども、そういった申込みに対してはできるだけ制度を活用していただきたいと考えているところでございます。

古川委員

では、予算が許す限り、こういう保育補助者を雇い上げようとする事業者に対してはもう貸付けができるということですが、保育補助者、これはどういった、何か資格みたいものがあるわけですか。

東條子ども・子育て支援室長

例えばでございますけれども、平成27年の4月から施行されました子ども・子育て支援制度で新たにできました子育て支援員さんといった方を雇って、その方が保育士の資格の方にまたつなげていくというような意味でございます。

古川委員

ちょっとわかりにくいんですけど、こういう新規事業、予算を計上して、まだ6月ですけど、やっぱりこれは重要な部分なので、しっかりと進めていってほしいと思うんです。

担当レベルではもうかなり進んでいるのかもわかりませんが、このあたり、きちっと結果を出すような形で進めていかないと、制度設定しましたよ、使ってくださいね、だけでは絶対進んでいかないんですよ。ですから、本当にきちっと事業者に対して、働き掛けをして、保育補助者もしっかりと確保して、雇い上げていってもらおうと。本当に、処遇改善とか事業者も進めたいと思うんでしょうけど、なかなか賃金を上げられないという事情も経営者としてはあると思うんです。そのあたりをしっかりと把握して、そのあたりを手当てしていってあげないと、これだけ分、余分にお金出すけん、給料を上げてやってくれと言うだけでは、なかなか処遇改善につながっていかないと思います。

細かいとこで、例えば、本当に調理師配置基準だけの調理師では、なかなかアレルギーの子もいたりして回っていかないという声も聞きますし、そういうとこに、余分に保育事業者が調理師を余分に雇って、お金もつぎ込まなければいけないとか、そういうようないろんな事業者も事情を抱えている。だから、なかなか賃上げにも結び付けていけないという部分もいろいろあると思うんです。ですから、しっかりとそのあたりを県の方が把握して

あげて、できるところはしっかりと手を打ってあげて、それで処遇改善を進めていくというような形をとっていかないと、保育士さんの給料というのはなかなか上がっていかないんじゃないかと思えますので、いろんな事業もありますし、しっかりと把握して、進めていってほしいと。結果を出していかないと、何回やっても毎年同じことの繰り返しになってしまいますので、そのあたりしっかりと待遇をしていってほしいと思えます。

もう1点、これは去年の9月議会で質問した事項で、子供の貧困の関係になりますけれども、養護施設を退所して進学をする養護施設退所者には住宅費の補助とかを支援してあげる制度をつかってほしいということで、9月議会で提案したのが、今回新年度予算において、退所児童の自立支援資金貸付事業というのが新規でこれも付けていただいて、本当に有り難いと思っています。この事業についても、養護施設を退所して、進学した中には住居費とか生活費を修学期間中貸し付けて、5年間就業を継続した場合には償還を免除するという、これはものすごくいい事業だと思っています。

これも、今、どんな状況になっているのかということもお聞きしたいんですけども、いつから始めて、どこが実施主体になって、例えば5年間就業したら償還を免除するという、この5年間のカウントというのは、どこからカウントするのかとか、そのあたりのことを教えていただけたらと思います。

東條子ども・子育て支援室長

退所児童自立支援資金貸付事業でございます。

概要につきましては、委員からお話のあったとおりでございます。実施主体につきましては、現在、県の社会福祉協議会の方をお願いするということで調整をしているところでございます。

5年間のカウント等につきましては、会社へ就職した日から5年間ということではございますけれども、一部職を変わってというあたりの期間につきましては、猶予ができたりということで、最終的にそういった猶予期間も含めて5年後で、その時点で就職している場合に免除されるという制度になっている。いろんなパターンによりまして、事例が示されているところでございますけれども、一定の猶予期間なども含めて計算できるということになっているところでございます。

古川委員

子ども・子育て支援室も未収金をたくさん抱えているので、貸付けというのはなかなか嫌なんだろうとは思いますが、こういうところをしっかりと、未収金をおそれずに、積極的にやっていってほしいと思えます。また、5年間就業を継続した場合の償還免除についても、本当にしゃくし定規ではなくて柔軟な対応をしていってほしいと思えます。このあたりも国の方にきちっと提言をしていっていただきたいと思っております。

あと、今回、また報告されておりました地球温暖化の関係なんですけれども、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の素案ですが、第4章の適応に関する対策のところ

では、農林水産分野に係る対策としては、そういう気候変動の影響に対応した栽培管理及び技術開発、その他食料供給の確保に資する対策に取り組むよう努めるということがうたわれております。

また、この徳島県気候変動適応戦略の、将来予測、農業の部分です。やっぱり収量の減収が予測されます。日本国内の生産が下がることが予測されますということで、そしてそれに対する今後の方向性としては、安定的な生産供給体制の確立を目指すということで、国内での栽培管理とか技術の開発みたいなことをうたっておりますけど、ただ、本当に日本の食料自給というのは、カロリーベースでいうと、4割を切っていると思うんです。ほとんど国内じゃなくて、6割以上が海外から来ていて、しかも気候変動というのはもうグローバルな問題ですから、異常気象やどこの国に起こるかもわからなくて、そうなった場合に本当に国内だけの食料供給だけでは全然駄目だと思うんです。この間、白木議員が食品ロスの問題を言われて、こういう答弁も知事の方からされましたけれども、食品ロスは食料が足りないような事態になったら自然となくなっていくんだとは思いますが、本当に食品ロスをなくすだけで、カロリーベースでよくできるのかというような、このあたりの精査をしていかないといけないと思うんですが、このあたりの議論ですとか、県の対応とかというのはあるんですか。

藤本環境首都課長

この度、御報告をさせていただいております気候変動に関する適応戦略ということでございますけれども、この適応戦略につきましては、今後、非常に厳しい排出抑制策をとったとしても、将来的には気温の上昇は避けられないというIPCCの厳しい報告が出ております。このことから、もう気温の上昇は仕方がないということで、その気温の上昇にいかに対処していくかということと、ところで県内のいろんな各分野の対応をまとめさせていただいた戦略でございます。

今、委員の方から農林水産の分野のところでいろいろ御質問を頂いておりますけれども、そのあたりにつきまして、正直言いますと、私ども県民環境部の方で、なかなかそこまで、全分野まで入っていくところが、専門的な分野もございまして、なかなかございませんので、今後、農林水産部の方とも協力しながらやっていきたいとは考えております。

ただ、あと、食品ロスの話も出てまいりまして、今回の本会議で知事の方からも答弁をさせていただきましたが、おおよそ今、日本の中で、500万トンから900万トンぐらいの食品ロスが出ておるんですけれども、その数字というのは、おおよそ日本の米の生産量とか、魚の消費量とかと同じぐらいの量が食べられるのに全て捨てられている、食品ロスになっております。そのあたりの改善も含めまして、国内の食料自給率を上げるとともに、万が一のときのためには、海外からも輸入できるような体制とかはとれるようなことも、農林水産部の方とも協議をしてまいりたいと思っております。

古川委員

農業の分野、環境では限界があるということだとは思いますが、やっぱりこれは県民環境部主導でつくっている適応戦略で、当然、農林水産部の方も連携してやっているんだと思うんです。ですから、そういう議論があったのか、あった上で、県としてはどうしようもないので書いていないのかどうなのか。そのあたり、ちょっと知りたいんです。ですから、知事は待ったなしとは言いますが、本当にそれだけの危機感があるのかなというのがすごく疑問に感じます。

言葉は本当に危機感があるんですけれども、この計画の中身というのか、本当にこれだけの危機感を持って考えられているのかというのがやっぱり疑問があるように思います。農林水産部の方では、どのようなことが言われていたのかとか、輸入食品についてはどのような形で供給を安定的に確立していくのか、そのあたりは議論があったのか。もうなかったら結構ですけども、教えてください。

藤本環境首都課長

食料の輸入という観点でございますけれども、農林水産部内では、ひょっとしたら議論があるのかもしれませんが、この適応戦略策定に当たって、私どもといろいろ協議した中では、やはりこれ、温暖化対策ということもありますので、まずは国内、いわゆる地産地消ということで、海外から輸入をいたしますとその分のエネルギーも非常に多くかかるということで、CO₂の排出量も大分増えるということもございます。我々といたしましては、まずはやはり地産地消ということで国内の生産体制をいかに充実させていくかというようなところが大事かという観点を持っております。

現状では、そういうところを中心に議論をしておりますけれども、委員のおっしゃる趣旨も理解できますので、そのあたりも踏まえまして、今後の協議の中では検討してまいりたいと思います。

古川委員

食料を輸入したら、エネルギーがたくさん要ってその分CO₂が出るよというのは、またちょっと違う次元の話かとは思いますが。

本当に気候変動による異常気象が起こって、グローバルに食料の不足を招いたというときに、一番大事になってくるのは、どういうふうにして食料を確保していくか。まず、ここが温暖化対策の一番大事なことかと僕は思いますので、そのあたり、日本は本当に食料を海外に頼っていますから。

それで、県民環境部として、何ができるのかというのは、限られていると思いますけれども、そのあたりの危機感をきちっと国に伝えていくというのは、やっぱり大事なことだと思うんです。自治体がしっかりと、国に対してこういう危機感を伝えていかないと、全然変わっていかないんですよね。政策提言とかもありますけど、このあたりでしっかりと国の方に危機感を伝えてほしいと思っております。

去年、経済委員会でも、まずは食料不足になったときに困るのはやっぱり米をしっかりと

と備蓄していかないといけないということを言わせてもらいました。今、100万トンで米の消費量からいうと1.5か月分ぐらいの蓄えはしていると言っても、それで足りるのかというようなところで、今回農林水産部から出していただいた政策提言の中では、量の部分も勘案して、食料備蓄を考えてほしいみたいなことは文言で入れてあるんですけども、そのあたり、わかりにくい表現になっていますので、そのあたりも農林水産部と協議しながら、県民環境部の方がやっぱり温暖化対策適応計画というのはやっていかないと、なかなか進んでいかないとしますので、そのあたりもしっかりと考えていただけたらと思います。

最後、もう1点は、これもこの間の本会議のとき、食品ロスに関する質疑のときに知事の方からの答弁で、3Rの全国大会をやるので、この中で循環型社会のこともしっかりと県民に伝えていきたいという話もありました。

まず、この3R、各種リサイクル法があると思うんですけども、これの現状というか、まず、食品についてはなかなか、野菜残さは引き取ってくれるところは少ないという声が県内にあります。そのあたりの食品、野菜残さ、食品リサイクルの状況とか、あと、容器包装については、昔は取り組む市町村が少なかったんですけど、今はどんな状況になっているのか。また、自動車リサイクル法については、結構中古車で海外に出る部分が増えてきていると思うので、国内での自動車リサイクルというのは、事業主に回っていつているのかどうかとか、あと、パソコンリサイクルは家電と違って前金払いで運用されていると思いますけれども、パソコンのリサイクルの現状はどうなっていますか。その4点あたり、ざっくりで結構ですので、教えてもらえますか。

河崎環境指導課長

古川委員から、各種リサイクル法の関係ということで御質問を頂きました。

当課におきましては、家電リサイクル法でありますとか、容器包装リサイクル法といったリサイクル法を主管いたしておりますので、そういったことで御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、容器包装リサイクル法ということでございました。

容器包装リサイクル法、正式にいいますと、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律といえます。

これにつきましては、家庭から排出されるごみの重量の約2、3割を占めております容器包装廃棄物につきまして、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るために平成7年の6月16日に公布されまして、平成9年の4月1日から本格施行された法律でございます。現在、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、こういったものに再商品化の努力義務が適用されております。

消費者が、基本的には市町村別のルールに沿って分別排出を行いまして、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を行い、市町村が自ら又は主務5省、財務省、厚生労働省、農林水

産省，経済産業省，環境省でございますが，この主務5省が指定する再商品化業務を行う法人やリサイクル事業者に委託して再商品化することとされております。また，市町村はこの実現に向けて，分別収集計画を策定すべきこととされているところでございます。

その状況についてでございますが，環境省の発表による容器包装リサイクル法に基づく全国における年間分別収集量，再商品化量，再商品化率の推移につきましては，平成20年度の年間分別収集量が277万6,634トン，これのうちの再商品化量が269万9,605トン，これは再商品化率にいたしますと97.2%。平成25年につきましては，年間分別収集量が287万2,042トン，再商品化量が274万9,320トン。この再商品化率が95.7%と5年間で若干減っているというようなことでございますが，年度間の増減もございます。ほぼ横ばいとなっております。

ちなみに，第4期徳島県廃棄物処理計画の策定に際して利用いたしました一般廃棄物処理実態調査資料によりますと，本県における1人1日当たりの再資源化量は，ペットボトル及びプラスチック類につきましては増加しております。ガラス類は減少しております。紙類は減少が目立つ状況となっております。この要因を考えた場合，紙類につきましては，最近，古紙等をはじめとする事業者による買取り等が比較的活発になっている。引取り等の影響があったのではないかと分析しております。

この容器包装につきましては，リサイクルの促進ということで，当課だけではなく，環境首都課，あるいはエコみらいとくしま等々とも協力いたしまして，その推進に努めているところでございます。

次に，自動車リサイクル法に移らせていただきます。

自動車リサイクル法，使用済み自動車の再資源化等に関する法律でございますが，これは自動車破碎残さの処分費用の高騰など，不法投棄不適正処理の懸念が生じていたことから，また，カーエアコンに冷媒として使用されているフロン類をきちんと回収いたしますとオゾン層破壊や地球温暖化問題を引き起こす要因になることが理由となりまして，平成14年7月12日に公布され，平成17年1月1日から施行された法律でございます。

制度概要といたしましては，自動車メーカー輸入業者にシュレッダーダストやエアバッグ類，フロン類の引取りリサイクルを義務付けておりまして，また，リサイクル料金につきましては，先払い方式でございますリサイクル券の購入により，自動車の所有者の負担といたしまして，リサイクル料金を資金管理法である公益財団法人自動車リサイクル促進センターに預託して自動車リサイクルに当たる事業者の請求に応じた処理費用に充当といったシステムで運用されております。

国の資料である，自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書によりますと，平成27年の3月末におけるリサイクル券の預託率につきましては，全国の自動車保有台数8,027万台のうち95%でございます。仮に県内の自動車保有台数62万台に同程度の預託率であると仮定いたしますと，59万台程度の車についてリサイクル料金が預託されているものと考えられます。この隙間，基本的に自動車リサイクル法につきましては，施行当初は，中古車については自動車リサイクル券をまだ購入していないというものがご

ざいでしたが、そういった車は初回の車検時に全て購入するというシステムになっておりました。この経過措置は既に経過しておりますので、基本的に100%というのが理念上すぐに思いつくことではございますけれども、この差というのが、委員の御指摘にもございますようなところにもいっているのではないかと考えられるところでございます。

それと、パソコンリサイクルにつきましては、今、小型家電のリサイクル法に基づいた実証実験等もございますので、そういったところで、今、ステーション回収等を進めていこうという動きもございます。平成27年度には三好市や東みよし町で構成するみよし広域連合と連携しまして、そういった実証事業に取り組んでいるところでございます。

古川委員

ざっくりとお願いしたかったんですけど、詳しくゆっくり言っていただいて、聞きたかったところはちょっとわかりにくかったので、つらいところがあるんですが時間ですので、こういうリサイクル、リデュース、リユースの部分も聞きたかったんですけど、そういう3R、イベントもするとかいうことで知事も言われていたので。

このあたり、3Rを進めていく上で、やっぱり県民の協力が大変大事だと思いますので、この機会にこのあたりの現状とか課題とかをしっかりと県民の皆さんに伝えて、また、再度この循環型社会を進めていくんだということを進めていただきたいと思います。

喜多委員

今、部長の方から、徳島県気候変動適応戦略の素案、そして脱炭素社会うんぬんが出されました。

9月議会ということでもありますので、ちょっとだけですけども、前からあります徳島県地球温暖化対策推進計画がもう策定されております。それぞれ、条例とか戦略とか計画とかによって性格も変わっておると思いますし、目的も多少違いますけれども、内容的には何か共通している例が非常に多いんですね。

それで、つくる方は大変だろうと思いますがけれども、受ける方も大変ということで、何がどれだけの条例があるか、戦略があるか、計画があるかというのが、本当にわかりにくいというのがあるんじゃないかと思います。私だけかもわかりませんが、皆、わかっているかもわかりませんが。

そして、内容的にも、ほぼよく似ておるといえるか、目的もほぼよく似ておる中で、これは、何か、国の方針で決めないといけないということが出されたものかどうか。

藤本環境首都課長

喜多委員の方から、今回御報告をさせていただいております条例、それから戦略の中で、なかなかわかりにくいのではないかという御質問がございました。

今回、御報告させていただいております資料2の1、2のところ、大きく体系を書かせていただいております。

国との関係もございますので、そのあたりも含めて御説明いたしますと、まず、この脱炭素社会実現に向けた気候変動対策推進条例というのが、特に国の方から定めなければならないということではありません。この趣旨のところにも書いておりますけれども、やはり地球環境が非常に激変をしておるといふところ、それから、国際的にも昨年のCOP21におきまして、今世紀後半には実質的に温室効果ガス排出をゼロにするというような、歴史的な合意であるパリ協定が採択されたというようなところ、それから国内におきまして、東日本大震災以降、エネルギーの地産地消、自給自足というような流れがあつて、本県におきまして、水素グリッド構想とか自然エネルギー立県推進戦略ということで、水素エネルギーそれから新たな自然エネルギーの導入を進めていっているという背景がございます。そういうところから、全国に先駆けまして、やはり我々の脱炭素社会に向けての意気込みを示すという意味で、今回この条例を制定させていただいたところでございます。

この条例の中で、2段目にありますように、緩和策と適応策というところで、緩和策というのが、今まで皆さんが従来思い浮かべられる地球温暖化対策ということですが、省エネですとか太陽光を入れるとかいうことで、二酸化炭素の排出量を減らすという方策、それからさらには、森林等を整備することによって吸収を増やしていこうという排出抑制と吸収という二つの施策の緩和策というところで、これにつきましては、現在、この下にありますように、地球温暖化対策推進計画というのがございまして、これについては国の方で各都道府県が定めるというような形になっておりまして、本県も平成23年8月に既に制定しております。これにつきましても、国の方が新たに、そのCOP21に向けまして、2030年の新たな中期目標を定めて、2013年に比べて26%削減するという中期目標を策定して、国連の方に提出して、さらに国の方では地球温暖化対策計画というのを策定したところでございますので、本県におきましても、国の目標を上回るような、意欲的な内容となるような新たな削減目標の策定に向け、今現在、作業中でございますので、これにつきましては、また、次期定例会の方には御報告をさせていただきたいと考えております。

右の方の適応策でございますが、これは先ほど古川委員のところでも御説明いたしましたけれども、やはり、今現在、何もしなければ今世紀後半には4.8度気温が上昇するというような報告がございました。厳しい緩和策、いわゆる排出抑制策とか吸収対策をやったとしても、やはり気温の上昇は避けられないという切羽詰まった状況になっておりますので、そういう気温が上昇した社会に対して、やはり土砂災害ですとか海水面の上昇とかというような災害が増えたりとか、熱中症が増えたりとか、先ほどの農業分野では米の収穫が減ったりとか、そういう問題も出てきますので、そのようなリスクをいかに低減していくかということと、さらには温暖化を逆手にとって、プラス面として、温暖化になるんだから観光面では楽しく観光できる時期が増えるんじゃないかとか、さらには農業面でも新たな品種ができるんじゃないかというような、リスクの低減とプラス面の両面から今回この適応戦略を定めさせていただいたところでございます。

この適応戦略につきましては、国の方に、それから国の法律等々での策定義務はございませんけれども、今回、新たな気候変動対策推進条例の中で、県においてはこの戦略を策

定するというような根拠規定をこの条例の方に設けようと考えておりました、この緩和策と適応策を両輪といたしまして、本県の気候変動対策を推進していきたいというところでございます。

喜多委員

すばらしい御答弁を頂いて、何も言うことございません。

ただ、いろいろ計画とか策定、条例とかも含めて、いいんですが、より実効のあるようなことにしてほしいと思います。

例えば、ちらっとですけれども見てみますと、事業所は事業所の立地条件に応じ従業員が通勤において公共交通機関の利用、自転車の利用、見るところ書いてありますけれども、担当が違いますので、この場ではふさわしくないんですが、県民環境部が中心になって、例えば県の職員は、車は、例外を認めますけれども、基本的にはこれでいってほしいというようなことを改めてこの条例ができた機会に、基本的にはマイカーは駄目ですというぐらいの勢いでやっていただけたら。県議会も議会事務局も一緒に。罰則まで設けるぐらいの勢いで、是非とも実効性のあるものをいろいろつくってほしいと要望しておきたい。また9月にできたら、見せていただけたらと思います。

それと、この間も会派の方で、28度は暑すぎると。仕事をしないでじっといるのなら、全然、暑くないかもわからないけど、28度で一生懸命仕事をしないといけない。日にもよるし、いろいろとそのときの気温にもよるし、いろいろの条件がありますけれども、是非とも28度は、多分管財課だけで決めているのではないと思うんです。部長の指示で管財課が仕方なく決めたのでは、という気もするんですけれども、28度の根拠は、もしこちらで決めたのであれば、お願いしたいし、勘違いであればもう結構でございますけれども、どうですか。

藤本環境首都課長

28度ということで、確かに今もクーラーは入っているのかもしれませんが、上着を脱がれて、暑いのかなという感じもいたしますけれども、なぜ28度になっているかというところですが、国の方で建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令とか、労働安全衛生法の事務所衛生基準規則というところで、事業所の温度というのは上限、下限が決められておまして、それが17度以上28度以下でないといけない、それ以上なりそれ以下であると、やはり労働環境なり体調なりに非常に悪影響を及ぼすということで、その範囲内であれば労働安全衛生法上とかで大丈夫という基準になっております。その一番上限である28度というところをもって、我々環境首都課といたしましてはそれを夏のエコスタイルということで県民の皆様にも周知いたしまして、そういうことでできるだけ28度に設定していただきたいというお願いをしているところでございます。

県庁につきましては、管財課の方で決めておるところだと考えております。

喜多委員

ちなみに、四国のほかの3県、どんな状況ですか。わかりましたらで結構です。

藤本環境首都課長

ほかの3県の県庁がどうなっているかというのは、私どもは把握しておりませんが、各県とも我々と同じようにエコスタイルという、名前はいろいろ違うかもしれませんが、やはりそういう普及啓発事業をやっておるところです。それにつきましては、国をはじめ、ほとんどの都道府県が夏は28度というのを利用していると考えております。

喜多委員

できましたら、28度、1度下げたらよっぽど違うと思うんです。もちろん担当が違うと思うんですけれども、1度下げて仕事がこれ以上の能率が上がったなら、こんな安いものはないと思うんです。個人差があって、暑いと思う人とちょうどいいと思う人といろいろあると思いますけれども、一遍、とりあえずやっぱり再検討というか、1度下げて、どれだけ効率が上がる、どれだけ経費がかかる、費用対効果、検討していただきたいと思えます。

もう一つが、28度というのをできたら、ほかの施設で、もう少しPRというか周知をしてほしいと思えます。

というのは、28度と書いていても、上着を着ていないときに、冷房がガンガン効いておった。寒い思いをしたというのは私だけでないのではないかと思います。よその県は別として、県下のどこにいても、上着がなくてもいけるというような対策を周知というかお願いというか、やってほしいと思っております。

それと、先ほどのに関しまして、いろいろと温暖化対策をするという意味では、太陽光発電もこれからまだまだ伸びていかなければいけないということはあると思います。

前から言われておりますけれども、この太陽光発電はいいのですが、パネルが今もう、どのぐらいの量か、もし資料があるんだったら教えてほしいんですけれども、あのパネルの量というのはすごいんですね。何十万トンというか、そして、国産だけでなく外国から安いのがだんだん入ってきておるという中で、20年から25年が耐用年数といわれておる。その対策というか処理というか、自動車みたいにリサイクル法ができて、設置するときにもそれも払うというんだったら、また処理の仕方もあろうと思えますけれども、今はもう野放しの状態ではないかと思います。もし全国の量とか県内の量とかがわかるのであれば、わからなければ次の機会に結構です。急ぐ問題でございませぬので。

これは県のレベルでないのはもう百も承知ですけれども、政策提言によって、国の方に働き掛けて、20年、25年、ひょっとしたら30年後のことを是非進めてほしいと思えますけれども。

岡島自然エネルギー推進室長

喜多委員から太陽光パネルの量に関する御質問を頂いております。

実は、太陽光発電につきましては、50キロワット以上の設備については、電気事業法に基づく届出の対象になってございます。ただ、住宅用などのいわゆる小規模の設備に関しましては、届出でありますとか許認可等の制度がございませんので、総数を十分に掌握できる仕組みになってございません。

参考といたしまして、少し趣旨とは違うのかもしれませんが、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度という分については、経済産業省がその状況ということで公表してございます。これ、件数という形で把握してございますけれども、全国的には、太陽光の導入件数ということで、242万件程度。そのうち本県に関しましては、1万9,000件余りというような件数が固定価格買取制度における経済産業省の把握している数字ということで御理解いただきたいと思います。

河崎環境指導課長

喜多委員からは太陽光パネルの処理に関しましても御質問がございましたので、私も立たせていただきました。

太陽光パネルの廃棄物としての排出について、環境省が資料を出しております。

環境省は、平成27年6月13日に、太陽光パネルの耐用年数を約25年といたしまして、2040年度、平成に置きかえますと平成52年度には大体77万トンに達するとの推計を公表しております。これは、いわゆる太陽光パネルの2040年問題でございます。

太陽光パネルが不適正処分されますと、その中には鉛などの影響によりまして環境汚染を引き起こすおそれがありますので、2040年問題に適切に対処していくためにも、この中の有害物質を回収あるいは適正処理するためのシステムの早期確立といったものが必要となってまいります。そこで、環境省は、去る4月1日に太陽光発電設備のリサイクルに向けたガイドライン（第一版）を公表したところでございまして、本県といたしましても、全国どこに設置されていようとも等しく適正処理が容易となるよう、去る5月に低廉な処理技術の確立や地域ブロックごとの集約処理システムを早期に構築することにつきまして、徳島発の政策提言を行ったところでございます。

今後とも、太陽光パネルの適正処分に関する国の取組につきまして、アンテナを高くして情報収集を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

喜多委員

一步も二歩も先を走る、すごい、提言も含めて、これからも対応、本当に大変だろうと思います。頑張ってください、誤解のないようにというか、処理費用も含めて、適切な対応ができるように、これからも引き続いてやってほしいと思います。

そして、最後ですけれども、7月23日に、企業局の方ですけれども、スマート回廊、川口ダム周辺の自然エネルギー体験の場というのが、夏休みが始まったすぐにオープンされると聞いております。是非とも、企業局だけでなく、県民環境部の方でも積極的に一緒に

なってPRなり、一緒に行くなり、何かの方法をしてほしいと思います。
私もちょっと遠いんですけれども、行かせていただけたらと思います。
どうするか、もし方策があったらお尋ねしたいと思います。

岡島自然エネルギー推進室長

川口ダム自然エネルギーミュージアムと県民環境部との連携ということの御質問かと思
います。

7月23日に川口ダムに自然エネルギーミュージアムという形で開館されるという新聞報
道がございました。中身についても、私どもはまだ承知してございませんけれども、近く
に小水力、あるいは太陽光、それと風力。そういうふうな形で、いわゆる自然エネルギー
というのを身近で体験できるようなところになっていると。展示室なんかでも映像なんか
を通してエネルギーや環境についての学習ができるといった中身と聞いております。

開所式に当たりまして、私どもも実は今、細かいところではまだ企業局さんの方が企画
をしているところと聞いてございますけれども、我々としても、水素自動車やらの燃料自
動車MIRAI、そのあたりも御提供させていただいて、開所に花も添えたいと考えてご
ざいますし、自然エネルギーミュージアムの開所と合わせまして、我々も水素グリッド
フォーラムというようなことを、夏を中心に連動して開催したいと考えてございま
す。その際にも自然エネルギーミュージアムと、どういう形になるか詳細を計画中でございま
すけれども、映像なんかをうまく利用しながら連携をしていきたいと考えてございま
す。

それから、今年度、それも、今、具体的に計画中でございますけれども、バスをうまく
利用して、自然エネルギーのいろんな仕組みがわかるような箇所、例えばこの前、鳴門で
も風車ができたりといったことがございましたので、そういった学べるようなところをバ
スツアーなんかを組んで引き立てていきたいと考えてございます。

そういった中で、正にその自然エネルギーミュージアムなんかは、ちょっと言い方は悪
いですけど、うってつけだと考えてございますので、そのあたりも十分頭に入れながら、
今後考えていきたいと考えてございます。

喜多委員

よろしく申し上げます。

西新浜町にできる環境活動連携拠点整備事業も含めて、川口ダムのミュージアム、是非
とも県民に1人でも多く行っていただいで、環境意識、そして温暖化防止につなげていく
といいなと思います。

総務委員会でも是非ともそろって1回行きたいなと思います。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

山田委員

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について、実はこれ保育の質に関わる重大な問題を含んでおる。特に、待機児童に対して国の方が慌てて、いろんな規制緩和をするというふうな流れの一環のものなんです。今日は実は、東條室長にこのことも含めて時間があつたら聞こうとしていたけれど、時間がないので、保育の質に関わる問題ということで、この議案第10号については同意できない、ということをおしよります。

南委員長

それでは、県民環境部関係の議案第10号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第10号を除く、県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号を除く、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第10号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第9号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。（15時49分）